

令和6年4月18日

受注者のみなさまへ

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特例措置について

秩父広域市町村圏組合の事業運営につきまして、日ごろ格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国の公共工事設計労務単価表、設計業務委託等技術者単価表及び埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価が、改定等により令和6年3月1日から適用されたことを踏まえ、組合でも下記のとおり契約約款の運用に係る特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の内容

対象工事等の受注者は、旧単価(2月29日以前)に基づく契約を新単価(3月1日適用)に基づく契約に変更するため、契約金額の変更の協議を請求することができます。

2. 特例措置の適用

令和6年3月1日以降に契約を締結した建設工事及び建設工事に係る調査・測量・設計業務のうち、旧単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3. 契約金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の契約金額} = \text{新予定価格} \times \text{当初契約の落札率}$$

(新予定価格：令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等により積算された予定価格)

4. 請求方法

別紙様式により、速やかに発注者(担当所管課)に提出してください。(様式は組合ホームページ https://www.c-kouiki.jp/23_keiyaku/ からダウンロードできます。)

5. その他

契約額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している契約金額の見直しや、技能労働者等の適切な賃金水準の確保、引上げ、社会保険等への加入促進等 について適切に対応してください。

【問合せ】

秩父広域市町村圏組合 事務局 契約検査課

電話 0494-23-2489

秩父広域市町村圏組合 水道局 各担当課所